

平成31年度 喜多方市 あきない力 向上支援事業補助金 のお知らせ

市では、喜多方市商業振興ビジョンに基づいて「販売力や集客力、店舗の魅力」など「あきない力」の向上に取り組む方に、事業にかかる経費の一部を補助します。

【補助の対象となる方】

中小企業基本法に規定する小規模企業者[おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者をいう]で、従来業務を改善・発展させる取り組みを通して、あきない力の向上を目指す、原則として創業後2年目以降の事業者。(過去に採択されていない事業者を優先します。)

【補助の対象となる事業】※単に既存の事業にこの補助金を充当する事業計画は対象となりません。

- 1 広告宣伝 チラシ作成、ホームページ作成、広告の掲載等
- 2 店舗の魅力及び環境の向上 店舗レイアウトの改良、店舗のユニバーサルデザイン化、備品・設備導入等
- 3 サービス及び商品の開発 通信販売の実施、新商品開発、商品デザインのリニューアル等

【補助の対象となる経費】

- 1 広告宣伝費 チラシ、パンフレット及びホームページ等の作成並びに広告の掲載等に要する経費
- 2 会場使用料 商談及び会議等の使用する施設の使用に要する経費
- 3 商談会等出展料 商談会及び展示会等への参加に要する参加料及び出展料などの経費
- 4 設備費 店舗の改装並びに備品及び設備の導入等に要する経費
- 5 開発費 新商品及び新サービスの開発等に必要な原材料の購入、試験、分析及び調査等に要する経費
- 6 旅費 商談会等への参加に要する旅費並びに事業実施に必要な会議及び打合せ等に要する経費
- 7 専門家派遣費 専門家から必要な指導及び助言等を受けるために要する経費
- 8 事務経費 事業実施に必要な事務用品及び通信運搬費等の経費

【補助額】

対象経費の3分の2以内(1,000円未満切り捨て) ※限度額 30万円

* 限度額の特例 *

交流人口の増加が期待できる改装等設備投資、及び中心市街地等の空き店舗の活用や、商店街の店舗に新しい魅力や活力を生み出す事業(チャレンジショップや、既存の店舗の一部で異業種の事業を展開するなど)にかかる改装等設備投資については、限度額を50万円とします。

【募集期間】

平成31年5月13日(月)から平成31年5月31日(金)まで

※申請書は事業内容を説明できる方が持参してください。提出時にヒアリングを行いますので、予約の上ご来庁ください。最終日は混雑が予想されますので、余裕を持って申請されることをお勧めいたします。

【審査・交付決定・事業期間】

審査終了後、応募者全員に結果を文書で通知します。(平成31年6月中旬頃を予定)

事業期間は、交付決定日以降から平成32年3月31日(火)までとなります。

交付決定前に着手した場合は補助対象外となります。他の補助金との併用はできません。

【申請手続等】

[提出書類]

- 喜多方市あきない力向上支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
・申請書の書き方は「記載例」と「申請にあたっての留意点」を参考にしてください。

申請書等は、商工課及び各総合支所産業課で配布しているほか、喜多方市ホームページからダウンロードできます。

○添付書類

- ・申請者の概要がわかる説明資料(会社または商品のパンフレット等)
- ・前年度及び今年度の市税にかかる納税証明書(発行から1か月以内のもの)
- ・事業にかかる経費の見積書または積算根拠のわかる資料
- ・その他市長が必要と認める書類

◇お問い合わせ 喜多方市産業部商工課◇

電話 0241-24-5247 FAX 0241-25-7073

e-mail syoukou@city.kitakata.fukushima.jp